

必見

仕事を続けたい パート・派遣・契約社員ママ

先輩ママ 小室 淑恵さんに聞く

あなたもとれる！

産前・産後休業 育児休業

ママになっても、今の職場で仕事を続けたい。けれどパートタイマーだから、派遣・契約社員だから、無理かしら…とあきらめていませんか？
でも大丈夫、一定の要件を満たしていれば、
出産や育児のためのお休みを、取得できるんです！

先輩ママとして、
そして
ワーク・ライフバランス
コンサルタントとして、
皆さんの疑問に
お答えします★

小室 淑恵さん プロフィール

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長であり、二児のママ。「育児休業者
支援復帰プログラム armo」などを開発。またワーク・ライフバランスコンサルタント
養成講座などを主催、多様な価値観が受け入れられる社会を目指して邁進中。



Q1 どんなお休みがあるの？

A1 2種類のお休み制度が
あります。

法律で
守られている
権利です

産前・産後休業

産前 (出産予定日を含む42日間)
産後 (出産日の翌日から56日間)

育児休業

赤ちゃんが1歳になる誕生日の前日まで
※ 保育所に入所できない等の理由で最長1歳6カ月まで
延長も可能。



Q2 パートや派遣・
契約社員も、
とれる？

妊娠・出産を
理由とする
解雇・雇止めは
禁止されています。

A2 大丈夫！雇用契約期間内であれば
誰でも、産前・産後休業がとれます。

※ 産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能！

さらに！ 育児休業申し出の時点で次の条件に
合えば、育児休業もとれますよ。

- 今の職場で1年以上働いている
- 赤ちゃんの1歳の誕生日以降も、雇用が見込まれる

※ ただし 赤ちゃんの2歳の誕生日の前々日までに雇用契約が切れ、更新されないことが
明らかになっている場合は取得できません。



Q3 もっと疑問や、
相談したいことが
出てきたら？

A3 都道府県労働局
雇用均等室に
相談しましょう！



あなたの
働く意欲をサポート
してくれます！

ここで最寄りの雇用均等室が見つかります。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

都道府県労働局雇用均等室 検索

電話相談もできます！

知ってあくと役立つ
ポイント

育児休業は パパもとれる！

パパも赤ちゃんが1歳になる
前日までお休みできます。
パパとママが共に育児休業を取る時は、
赤ちゃんが1歳2ヶ月になるまで
お休みできます。

※ 取得できる日数は365日まで。

